

## 全公連の基本理念

全国公衆衛生関連学協会連絡協議会(全公連)

2026年4月27日

### はじめに

公衆衛生とは、社会の組織的な努力を通じて、健康を増進し、疾病・事故を予防し、健康寿命を延伸する科学と実践である。全公連は、人々の尊厳を守り、健康およびウェルビーイングを基盤とするそれぞれの人の幸せの追求を支援するため、公衆衛生関連領域における学術と研究のさらなる発展に向けて、公衆衛生に関わる学協会が共通に志向する「基本理念」を、広く社会に明示する。この基本理念は、公衆衛生に携わる専門職が、基本的に持つ価値・原則であり、行動や意思決定の基盤となるものである。

### 1. 健康の社会的公正

- 公衆衛生活動において、健康に資する平和と安全に貢献することを常に志向する。
- 健康格差と健康の不公平を是正し、公正な社会の構築及び創造に貢献することを常に志向する。
- 健康の決定要因、とりわけ、社会的決定要因(social determinants of health: SDH)を認識し、その改善に貢献することを常に志向する。

### 2. 集団(population)への責任

- 公衆衛生活動において、集団の健康への責任を担うことを常に志向する。
- 集団の健康のために連帯して行動することを常に志向する。
- 社会全体の共同責務として、健康に資する連帯と協調を促進することを常に志向する。

### 3. 人権の擁護と社会的包摂

- 公衆衛生活動において、すべての人々とコミュニティの人権侵害を回避することを常に志向する。
- 「誰ひとり取り残さない(leave no one behind)」という国際的な基本理念を尊重し、社会的包摂を促進することを常に志向する。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に貢献することを常に志向する。

### 4. 自律性の尊重と参加・協働の推進

- 公衆衛生活動において、すべての人々とコミュニティの主体的な意思決定を尊重することを常に志向する。
- すべての人々とコミュニティの参加と協働を推進することを常に志向する。
- すべての人々とコミュニティの健康に資する選択のために、情報提供・啓発・教育を推進することを常に志向する。

以上。

## 用語の定義

### 1) 公衆衛生 (public health)

社会の組織的な努力を通じて、健康を増進し、疾病・事故を予防し、健康寿命を延伸する科学と実践 (= 政策・制度・サービス・地域行動の総体)。

### 2) 公衆 (the public)

すべての人々と集団 (population: 年齢層、地域、職域、脆弱集団などを含む)。世界・国・地方・各種コミュニティなどのレベルを含む。コミュニティとは、人々が共属感情を持つ/持ちうる、集団 (group)、組織、地域とする。

### 3) 社会 (society)

公的部門 (国・自治体)、専門職、医療・福祉・教育、企業、地域組織、市民を含む多層の主体の全体。

※「社会の組織的な取り組み」は、これら主体の協働 (政策・資金・人的資源・規制・協定) を指す。

### 4) 健康 (health)

身体的・精神的・社会的に良好な状態 (単に疾病がないだけではない)。個人と集団双方のウェルビーイングを含む。

### 5) 公衆衛生活動 (public health action/practice)

基本理念に基づいて法制度・サービス・環境整備などの形で実装する行為 (例: 予防接種、サーベイランス、健康増進、環境衛生、災害時支援、健康格差対策、法規制・課税・標識・都市計画等)。実務・教育・研究等の領域での活動を含む。

### 6) 健康の社会的決定要因 (social determinants of health: SDH)

健康に影響を与える、人々が生まれ育ち、生活し、働き、そして歳をとるといふ営みが行われる社会の状況。代表的な要因として、所得、社会的地位、社会支援ネットワーク、教育と識字、雇用・労働環境、社会的・物理的環境等が挙げられる。

### 7) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (universal health coverage: UHC)

すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態。

### 8) 誰ひとり取り残さない (leave no one behind)

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の基本理念。